

第1章

計画の背景と目的

1 計画策定の背景

愛知県では2006年に施行された「住生活基本法」に基づく都道府県計画として、2016年度に住まい・まちづくりに関する基本方針となる「愛知県住生活基本計画2025」を策定し、施策を展開してきました。また、同計画では、社会経済情勢の変化などに対応するため、概ね5年後に見直しを行うとしていました。

同計画が策定後5年が経過する中で、2018年には国の地震調査委員会において、この地域に甚大な影響を及ぼす南海トラフ地震の30年以内の発生確率が70～80%に見直され、また、気候変動を背景とした頻発・激甚化する自然災害や2019年12月に確認された新型コロナウイルスによる感染症(COVID-19)の拡大など、県民の生命や健康に関わるリスクが高まっています。

県民の生活に関することでは、高齢化の進行に伴い、特に団塊の世代が後期高齢者となり始める2022年以降、日常生活で支援を必要とする高齢者の数が急激に増加することが見込まれます。

一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした、働く場、学ぶ場と住まいが一体化するなどした新たな生活様式の普及により、今後、住生活に対する県民の関心が高まっていくことが考えられます。

また、地球規模の気候変動に対し、国において温室効果ガスの2030年度の排出削減目標が2013年度比46%に引き上げられるなど、2050年を目標としたカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向けた取組が今後加速すると考えられます。

さらに、急速な技術革新に伴うデジタル・トランスフォーメーションに向けた取組が推進されることにより、住生活に関わるサービスやビジネスの形が大きく変わっていくことも予想されるほか、本県においては、リニア中央新幹線の全線開業により、人口7千万人規模の大交流圏が誕生することとなり、国内外から居住地として選ばれる魅力的な地域をめざしていく必要があります。

このような、近年の変化を踏まえ、県民の住まいや多様なライフスタイルに関するニーズ等に的確に対応し、本県における住まい・まちづくりに関する施策を体系的に展開していくため、その基本的な方向性を示す方針として、住生活基本法に基づく新たな都道府県計画として、「愛知県住生活基本計画2030」を策定するものです。

2 計画の目的

「住まい」は、家族と暮らし、人を育て、憩い、安らぎを得るかけがえのない空間であるとともに、自然災害や夏の猛暑、冬の寒さなどから人の命を守り、人々の社会生活やコミュニティ活動を支える拠点であり、県民の生活の基盤となっています。

また、安定して良質な「住まい」の供給や管理が図られ、現在及び将来において快適な居住環境が確保されていることは、県民の住生活の向上に欠かすことができません。

この「住まい」が集まり、地域の歴史・自然・文化などが環境と調和し、日常生活圏(徒歩圏)として形成される「まち」は、県民一人一人それぞれの生活を紡ぎ出し、県民の健やかで豊かな暮らしを実現していく場と

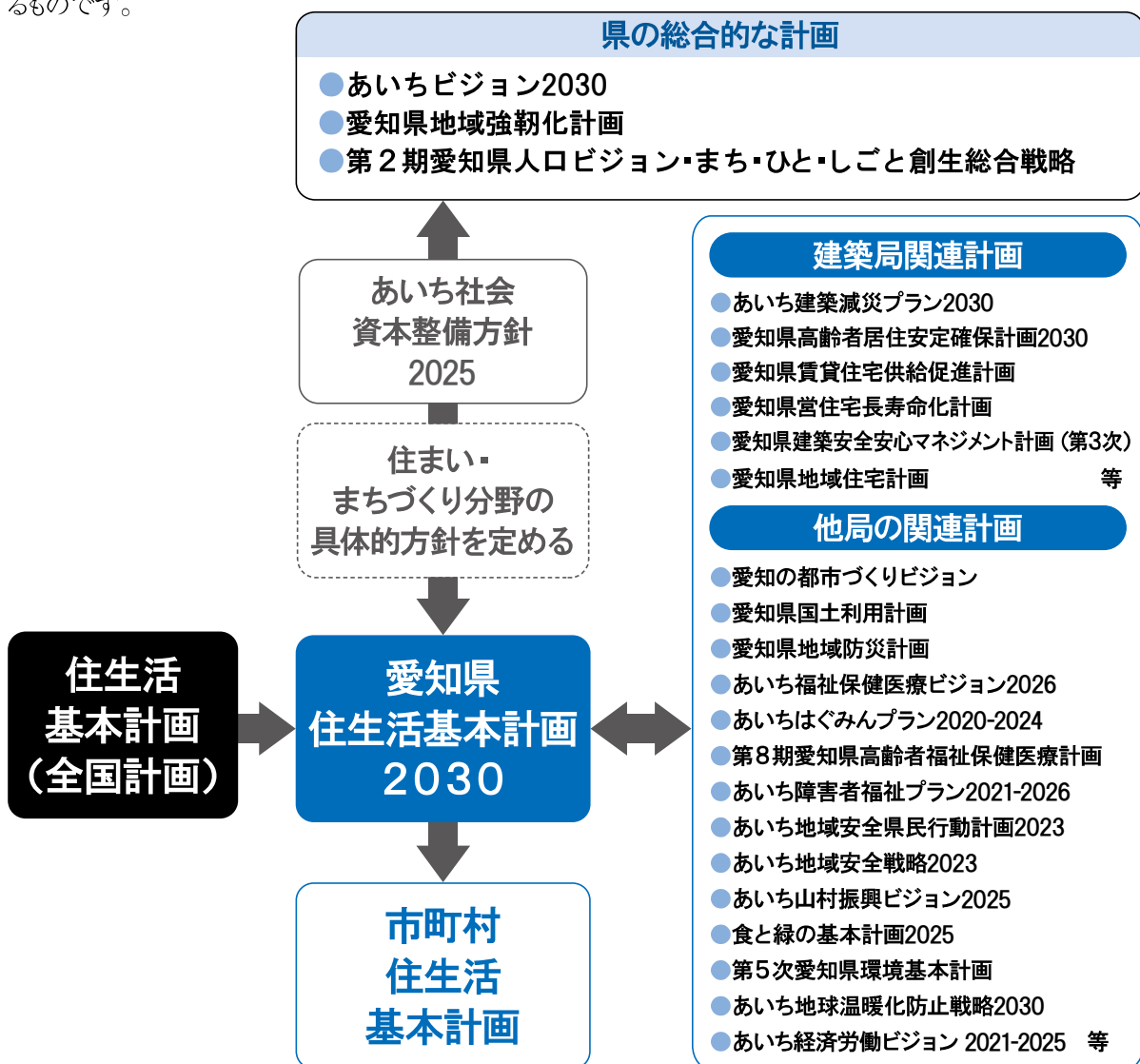
なっています。

県民の住生活の安定の確保及び向上の促進のためには、現在及び将来における県民の住生活の基盤となる良質な住宅を供給することにとどまらず、住宅の手入れや住環境を守り育てていき、住まい手の意識や住まい方に働きかけていく概念としての「住まい・まちづくり」に関する取組を推進する必要があります。

本計画は、こうした取組を進めるにあたり、県民、地域団体、住宅関連事業者、金融機関、公的団体、行政など、住まい・まちづくりに関わる主体が、方針や目標を共有し、連携して取り組むための指針となるものです。

3 計画の位置づけ

本計画は、住生活基本法第17条に基づき、本県における県民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画として、国の定める「住生活基本計画(全国計画)」に即して定めるものです。また、「あいちビジョン2030」等の県の総合的な計画や住まい・まちづくりに関する他の個別計画と調和を図り定めるものです。



4 計画の期間

本計画の計画期間は、2021年度から2030年度までの10年間とします。

なお、社会経済情勢の変化等を踏まえ、概ね5年後に見直しを行うものとします。

5 計画の構成

第1章

計画の背景と目的

本計画の背景、目的、位置づけ、計画期間及び構成を示しています。

第2章

住まい・まちづくりを取り巻く状況

本計画の背景となる住まい・まちづくりを取り巻く状況について、社会経済情勢などの現状と変化を整理しています。

第3章

住まい・まちづくりのめざすべき将来像と基本的な方針

第2章で整理した現状と変化から、本県におけるこれからの住まいとまちのめざすべき将来像と、その実現に向けた住まい・まちづくりの基本的な方針を定めています。

第4章

住まい・まちづくりの基本的な方針に基づく施策の展開

第3章で定めた基本的な方針に基づく目標を達成するための基本的な施策及び目標達成状況を計るための成果指標を示しています。

第5章

住宅の供給等及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域

住宅の供給等及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域について、基本的な考え方を示し、重点供給地域を設定しています。

第6章

計画の効果的な推進に向けて

本計画の継続的なモニタリングや計画の推進を担う行政、公的団体、住宅関連事業者、金融機関、県民、地域団体など各主体の役割を示しています。